

改正後

別添 1－1
別表第 1 (第 4 条第 1 号関係)

技 能 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	151,200	285,500
2	152,300	287,300
3	153,400	288,900
4	154,400	290,500
5	155,300	292,100
6	156,400	293,400
7	157,500	294,500
8	158,600	295,700
9	159,500	296,900
10	160,100	298,600
11	160,700	300,300
12	161,300	301,800
13	162,100	303,100
14	163,200	304,600
15	164,400	306,000
16	165,500	307,300
17	166,600	308,800
18	167,700	310,300
19	168,800	311,900
20	169,900	313,500
21	170,900	314,500
22	172,300	315,900
23	173,600	317,200
24	174,900	318,500
25	176,100	319,600
26	177,600	321,000
27	179,100	322,400
28	180,700	323,800
29	181,800	325,300
30	183,200	326,500
31	184,600	327,800
32	186,000	329,000
33	187,300	330,000
34	189,600	330,900
35	191,800	332,000
36	194,000	333,100
37	196,200	334,200
38	197,900	335,200
39	199,400	336,200
40	200,900	337,200
41	202,400	338,100
42	202,600	339,000
43	202,900	339,900
44	203,200	340,800
45	203,500	341,700
46	203,800	342,700

改正後

47	205,200	343,700
48	206,500	344,500
49	208,000	345,500
50	209,300	346,400
51	210,600	347,300
52	211,900	348,100
53	213,200	348,900
54	214,400	349,700
55	216,600	350,500
56	218,700	351,200
57	217,800	351,900
58	218,900	352,700
59	219,900	353,500
60	220,900	354,100
61	225,800	354,800
62	228,200	355,500
63	229,600	356,200
64	231,000	356,900
65	232,400	357,500
66	234,000	358,000
67	235,500	358,500
68	236,900	359,000
69	238,100	359,400
70	239,700	359,900
71	241,200	360,400
72	242,600	360,900
73	243,600	361,400
74	245,100	361,900
75	246,400	362,400
76	247,600	362,900
77	248,700	363,400
78	249,700	363,900
79	250,600	364,400
80	251,500	364,900
81	252,400	365,400
82	254,900	365,900
83	262,300	366,400
84	264,900	366,900
85	267,600	367,400
86	269,100	367,900
87	270,700	368,400
88	272,200	368,900
89	273,800	369,400
90	275,500	369,900
91	277,100	370,400
92	278,700	370,900
93	280,300	371,400
94	281,800	371,900
95	283,300	372,400
96	284,800	372,900
97	285,900	373,400
98	287,500	373,900
99	289,000	374,400
100	290,500	374,900

改正前

別添 1－2
別表第 1 (第 4 条第 1 号関係)

技 能 職 給 料 表

職務 の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
1	140,000	281,000
2	141,000	282,900
3	142,000	284,500
4	143,000	286,200
5	143,800	287,900
6	144,800	289,400
7	145,800	290,600
8	146,900	291,800
9	147,700	293,300
10	148,300	295,100
11	148,900	296,800
12	149,400	298,600
13	150,100	300,000
14	151,200	301,700
15	152,400	303,300
16	153,500	304,800
17	154,600	306,300
18	155,700	307,900
19	156,800	309,500
20	157,900	311,200
21	158,900	312,200
22	160,300	313,600
23	161,600	315,000
24	162,900	316,500
25	164,100	317,600
26	165,600	319,100
27	167,100	320,500
28	168,700	321,900
29	169,800	323,500
30	171,200	324,700
31	172,600	326,000
32	174,000	327,200
33	175,300	328,300
34	177,800	329,200
35	180,300	330,300
36	182,800	331,400
37	185,200	332,500
38	186,900	333,600
39	188,500	334,600
40	190,200	335,600
41	191,700	336,600
42	192,000	337,600
43	192,400	338,600
44	192,800	339,600
45	193,100	340,500
46	193,400	341,500

改正前

47	195,200	342,500
48	196,800	343,500
49	198,500	344,400
50	199,800	345,300
51	201,400	346,200
52	202,900	347,000
53	204,200	347,800
54	205,600	348,600
55	206,700	349,400
56	208,000	350,100
57	209,300	350,800
58	210,600	351,600
59	211,900	352,400
60	213,200	353,100
61	219,200	353,800
62	221,000	354,500
63	222,700	355,200
64	224,500	355,900
65	226,100	356,500
66	227,800	357,000
67	229,400	357,500
68	230,900	358,000
69	232,200	358,400
70	233,800	358,900
71	235,400	359,400
72	236,900	359,900
73	237,900	360,400
74	239,400	360,900
75	240,700	361,400
76	241,900	361,900
77	243,100	362,400
78	244,100	362,900
79	245,100	363,400
80	246,100	363,900
81	247,200	364,400
82	250,000	364,900
83	256,800	365,400
84	259,600	365,900
85	262,700	366,400
86	264,400	366,900
87	266,000	367,400
88	267,600	367,900
89	269,400	368,400
90	271,200	368,900
91	272,900	369,400
92	274,600	369,900
93	276,200	370,400
94	277,900	370,900
95	279,700	371,400
96	281,200	371,900
97	282,400	372,400
98	284,100	372,900
99	285,700	373,400
100	287,400	373,900

改正後

101	291,900	375,400
102	293,500	375,900
103	295,100	376,400
104	296,700	376,900
105	298,200	377,400
106	299,800	
107	301,300	
108	302,800	
109	304,400	
110	306,000	
111	307,600	
112	309,100	
113	310,000	
114	311,500	
115	313,000	
116	314,600	
117	316,200	
118	317,800	
119	319,300	
120	320,800	
121	322,200	
122	323,400	
123	324,500	
124	325,600	
125	326,300	
126	327,200	
127	328,000	
128	328,800	
129	329,600	

改正前

101	289,000	374,400
102	290,700	374,900
103	292,500	375,400
104	294,300	375,900
105	295,800	376,400
106	297,500	
107	299,000	
108	300,600	
109	302,200	
110	303,900	
111	305,500	
112	307,200	
113	308,100	
114	309,600	
115	311,100	
116	312,700	
117	314,300	
118	315,900	
119	317,500	
120	319,000	
121	320,500	
122	321,700	
123	322,900	
124	324,100	
125	324,800	
126	325,700	
127	326,500	
128	327,300	
129	328,200	

改正後

別添2－1
別表第2(第4条第2号関係)

労 務 職 給 料 表

(単位 円)

職務 の級	1 級	
	号 給	給料月額
	1	147,100
	2	148,100
	3	149,100
	4	150,100
	5	151,200
	6	152,300
	7	153,400
	8	154,400
	9	155,300
	10	156,400
	11	157,500
	12	158,600
	13	159,500
	14	160,600
	15	161,800
	16	162,900
	17	164,000
	18	165,400
	19	166,700
	20	167,900
	21	169,000
	22	170,200
	23	171,400
	24	172,600
	25	173,700
	26	175,200
	27	176,700
	28	178,200
	29	179,600
	30	181,000
	31	182,500
	32	184,000
	33	185,400
	34	187,100
	35	188,800
	36	190,500
	37	192,200
	38	193,300
	39	194,700
	40	195,800
	41	196,800
	42	198,200
	43	199,400
	44	200,600

改正前

別添2－2
別表第2(第4条第2号関係)

労 務 職 給 料 表

職務 の級	1 級	
	号 給	給料月額
	1	136,200
	2	137,100
	3	138,100
	4	139,000
	5	140,000
	6	141,000
	7	142,000
	8	143,000
	9	143,800
	10	144,800
	11	145,800
	12	146,900
	13	147,700
	14	148,700
	15	149,800
	16	150,800
	17	151,900
	18	153,300
	19	154,500
	20	155,700
	21	156,800
	22	158,000
	23	159,200
	24	160,400
	25	161,500
	26	163,000
	27	164,500
	28	166,000
	29	167,400
	30	168,800
	31	170,300
	32	171,800
	33	173,100
	34	174,800
	35	176,500
	36	178,200
	37	179,900
	38	181,800
	39	183,000
	40	184,500
	41	185,800
	42	187,200
	43	188,500
	44	189,900

改正後

45	202,100
46	203,100
47	204,000
48	205,100
49	206,200
50	208,000
51	209,300
52	210,600
53	211,900
54	213,200
55	214,400
56	215,600
57	216,700
58	217,800
59	218,900
60	219,900
61	220,900
62	221,800
63	222,700
64	223,600
65	224,500
66	225,400
67	226,300
68	227,200
69	228,100
70	228,900
71	232,400
72	234,000
73	235,500
74	236,900
75	238,100
76	239,700
77	241,200
78	242,600
79	243,600
80	245,100
81	246,400
82	247,600
83	248,700
84	249,700
85	250,600
86	251,500
87	252,400
88	253,300
89	254,100
90	254,900
91	255,600
92	256,700
93	257,900
94	259,000
95	260,200
96	261,400

改正後

97	262,500
98	263,600
99	264,700
100	265,800
101	266,900
102	267,900
103	268,900
104	269,900
105	270,900
106	271,800
107	272,700
108	272,900
109	273,500
110	274,400
111	275,300
112	276,200
113	277,100
114	278,100
115	278,900
116	279,800
117	280,600
118	281,400
119	282,200
120	282,900
121	283,500
122	284,300
123	285,100
124	285,800
125	286,500
126	287,200
127	287,900
128	288,700
129	289,200
130	289,700
131	290,100
132	290,500
133	290,900
134	291,300
135	291,800
136	292,300
137	292,600
138	293,100
139	293,700
140	294,200
141	294,500
142	295,000
143	295,500
144	295,800
145	296,200
146	296,700
147	297,200
148	299,800

改正前

45	191,400
46	192,700
47	194,100
48	195,500
49	196,800
50	198,500
51	199,900
52	201,400
53	202,900
54	204,200
55	205,500
56	206,700
57	208,000
58	209,300
59	210,600
60	211,900
61	213,200
62	214,300
63	215,600
64	216,900
65	218,200
66	219,200
67	220,300
68	221,300
69	222,300
70	223,300
71	226,100
72	227,800
73	229,400
74	230,900
75	232,200
76	233,800
77	235,400
78	236,900
79	237,900
80	239,400
81	240,700
82	241,900
83	243,100
84	244,100
85	245,100
86	246,100
87	247,200
88	248,100
89	249,000
90	250,000
91	250,900
92	252,200
93	253,400
94	254,700
95	256,000
96	257,400

改正前

97	258,600
98	259,800
99	260,900
100	262,100
101	263,400
102	264,500
103	265,600
104	266,600
105	267,800
106	268,900
107	269,900
108	270,000
109	270,800
110	271,800
111	272,900
112	273,900
113	274,900
114	276,000
115	276,800
116	277,900
117	278,700
118	279,500
119	280,300
120	281,100
121	281,700
122	282,500
123	283,300
124	284,000
125	284,800
126	285,500
127	286,300
128	287,100
129	287,700
130	288,200
131	288,700
132	289,100
133	289,500
134	289,900
135	290,400
136	290,900
137	291,300
138	291,900
139	292,500
140	293,100
141	293,400
142	293,900
143	294,400
144	294,800
145	295,200
146	295,700
147	296,200
148	298,200

改正後

149	300,400
150	301,100
151	301,700
152	302,500
153	303,200
154	303,900
155	304,500
156	305,200
157	305,900
158	306,500
159	307,100
160	307,800
161	308,500
162	309,100
163	309,600
164	310,100
165	310,700
166	311,300
167	311,900
168	312,300
169	312,800
170	313,300
171	313,600
172	314,100
173	314,600
174	315,000
175	315,200
176	315,500
177	315,800
178	316,100
179	316,400

改正前

149	298,900
150	299,700
151	300,300
152	301,100
153	301,800
154	302,500
155	303,200
156	303,900
157	304,700
158	305,400
159	306,000
160	306,700
161	307,400
162	308,100
163	308,600
164	309,100
165	309,700
166	310,300
167	310,900
168	311,300
169	311,800
170	312,300
171	312,600
172	313,100
173	313,600
174	314,000
175	314,200
176	314,500
177	314,800
178	315,100
179	315,400

(令和5年12月25日掲示済み)

告 示

草津市告示第281号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条ならびに住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条および第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したが、次の者に通知することが困難であるため、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

住 所	氏 名
滋賀県草津市野村六丁目3番3-101号 甲賀荘	森田 優花

(令和5年12月5日掲示済み)

草津市告示第282号

（仮称）草津市立プールネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱を次のとおり制定する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

（仮称）草津市立プールネーミングライツ
パートナー選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 （仮称）草津市立プールのネーミングライツ契約者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の候補者の選定等を行うため、（仮称）草津市立プールネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）ネーミングライツパートナーの候補者の選定に関する事項
 - （2）その他ネーミングライツの実施に関し必要と認める事項
- （組織）

第3条 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、建設部理事（プール整備・草津川跡地整備担当）をもって充てる。

- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員にやむを得ない事情があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、緊急の必要により会議を開催することができないときは、持ち回りの方法により各委員の表決を求めることができる。

- 5 前項の場合、表決に参加した者を出席したものとする。

- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

- 7 委員会の会議は、公開しない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設部プール整備事業推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月5日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、委員会が目的を達成した日限り、その効力を失う。

別表

委員長	建設部理事（プール整備・草津川跡地整備担当）
委 員	総合政策部長
委 員	総合政策部理事（経営・DX戦略担当）
委 員	総務部長
委 員	総務部専門理事（契約検査担当）
委 員	建設部長
委 員	教育部長

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町76-6	令和5年 5月31日

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
あすなろ薬局	草津市下笠町76-6	令和5年 6月1日

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
医療法人愛優会 つかだ眼科クリ ニック	草津市大路一丁目12-2	令和5年 4月30日

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
アイ薬局	草津市大路二丁目1-27 伽羅ガーデンスクエア103号	令和5年 8月31日

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第287号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
アイ薬局	草津市大路二丁目1-27 伽羅ガーデンスクエア103号	令和5年 8月31日

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
アイ薬局	草津市大路二丁目1-27 伽羅ガーデンスクエア103	令和5年 9月1日

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第289号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
アイ薬局	草津市大路二丁目1-27 伽羅ガーデンスクエア103	令和5年 9月1日

(令和5年12月5日揭示済み)

草津市告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
医療法人希会 きぼうクリニック	草津市南笠町字黒土714 番地 南草津テナント1階	令和5年 6月1日

（令和5年12月5日揭示済み）

草津市告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
いろは訪問ナー スステーション	草津市草津四丁目8番13 号	令和5年 11月1日

（令和5年12月5日揭示済み）

草津市告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
リニエ訪問看護 ステーション草 津	草津市野村7-2-1 ヴィラヤマナカ101	令和5年 8月1日

（令和5年12月5日揭示済み）

草津市告示第293号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年12月5日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	指定年月日
リニエ訪問看護 ステーション草 津	草津市野村7-2-1 ヴィラヤマナカ101	令和5年 8月1日

（令和5年12月5日揭示済み）

草津市告示第294号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年12月6日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
令和5年度 固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年12月18日に送達があったものとみなす。

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書

公示送達

発送先宛名	発送先住所
野崎 陸	富山県富山市黒崎175番地2 グランジュール203号
須藤 賢治	滋賀県草津市矢橋町1524番地14
山本 美知子	草津市野村六丁目16番16号

(令和5年12月6日揭示済み)

草津市告示第295号

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年12月8日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（令和2年草津市告示第7号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第3条 <現行どおり> (補助対象となる保育補助者の要件)	第1条～第3条 <省略> (補助対象となる保育補助者の要件)
第4条 <現行どおり> (1) <現行どおり> (2) 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者 または保育に関する40時間以上の実習（平成30年 9月13日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務 連絡「「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育 補助者雇上強化事業」の保育補助者について」に 定める内容のものに限る。）を受けた者またはこ れと同等の知識および技能を有すると市長が認め る者 (3) <現行どおり>	第4条 <省略> (1) <省略> (2) 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者 または保育に関する40時間以上の実習（市長が認 める内容のものに限る。）を受けた者またはこれ と同等の知識および技能を有すると市長が認める 者 (3) <省略>
第5条～第9条 <現行どおり> 別表（第5条関係）	第5条～第9条 <省略> 別表（第5条関係）

改正後		改正前	
補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
保育補助者の配置に要する次の各号に掲げる経費	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額	保育補助者の配置に要する次の各号に掲げる経費	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額
(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費	(1) 年額 <u>3,079,000</u> 円とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。	(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費	(1) 年額 <u>3,104,000</u> 円とする。ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。
(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額 <u>3,079,000</u> 円（ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。	(2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に年額 <u>3,104,000</u> 円（ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。
別記様式第1号～別記様式第4号　《現行どおり》		別記様式第1号～別記様式第4号　《省略》	

付 則

この要綱は、令和5年12月8日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

（令和5年12月8日揭示済み）

草津市告示第296号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも

交付する。

令和5年12月11日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税更正・決定通知書

- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙のとおり
- 3 上記の書類については、令和5年12月18日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	CHRISTOPHER AGAM DARMAWIRYA	インドネシア	令和5年度	令和5年度分
2	深尾 純子	ニュージーランド	令和5年度	令和5年度分
3	ZHOU YUTONG	中国	令和5年度	令和5年度分
4	木村 和馬	滋賀県近江八幡市金剛寺町155番地2	令和5年度	令和5年度分
5	北野 雅己	滋賀県草津市矢橋町69番地39	令和5年度	令和5年度分
6	MA XIAOCHEN	滋賀県草津市岡本町1380番地1-1308グリーンロード山手	令和5年度	令和5年度分
7	村上 安広	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号ハイツフクナガ	令和5年度	令和5年度分
8	藤原 涼子	滋賀県草津市追分三丁目24番17-102号ドミール中尾台B	令和5年度	令和5年度分
9	藤原 涼子	滋賀県草津市追分三丁目24番17-102号ドミール中尾台B	令和4年度	令和4年度分
10	TRAN QUANG THIEN	滋賀県草津市笠山四丁目15番24-202号コーボなぎ	令和5年度	令和5年度分
11	川上 基	滋賀県草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88	令和5年度	令和5年度分
12	川上 基	滋賀県草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88	令和4年度	令和4年度分
13	森田 優花	滋賀県草津市野村六丁目3番3-101号 甲賀荘	令和5年度	令和5年度分
14	大槻 若葉	大阪府大阪市港区市岡元町1丁目5番20-110号	令和5年度	令和5年度分
15	二宮 浩輝	京都府京都市西京区山田畑田町12番地2セジュール松月 206号	令和5年度	令和5年度分
16	山田 理恵	滋賀県草津市草津二丁目8番26号	令和5年度	令和5年度分
17	稲田 智	滋賀県草津市平井五丁目17番25-B101号ライフノート白木	令和4年度	令和4年度分
18	小林 健	滋賀県草津市野村四丁目13番17-201号メゾンYK	令和5年度	令和5年度分
19	池内 博	滋賀県草津市東矢倉二丁目4番40号	令和5年度	令和5年度分

(令和5年12月11日揭示済み)

草津市告示第297号

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和5年12月15日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
草津市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成29年草津市告示第16号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)